

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
東温市	滑川地区（滑川上集落、滑川中集落、滑川下集落）	令和4年3月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現状70歳以上かつ後継者未定の農地は2haあり、近いうちに耕作放棄地となる恐れがある。 地区内には中心経営体となり得る認定農業者もおらず、後継者の確保が急務である。 中山間地に位置し、耕作条件が悪く、圃場も分散している地区であり、個々の農家によりなんとか営農が継続されているものの、高齢化と人口減少が急速に進んでいる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

Iターン、Uターン等による新たな担い手の確保が必要。また、定年退職後の地元出身者の就農や地元農家の子弟の就農を地域で支援する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	水稻、野菜等	0.2 ha	水稻、野菜	0.2 ha	滑川上集落
計	1人		0.2 ha		0.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地の貸付け等の意向】 Iターン、Uターン等による新たな担い手や、定年退職後の就農者へ農地を集積する。
【農地中間管理機構の活用方針】 中心経営体農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。
【基盤整備への取組方針】 基盤整備が遅れている地区である。中山間地なため狭小不整形な農地が多く、圃場も分散している。
【新規・特産化作物の導入方針】 無人販売所「ほぼ滑川」で野菜・シキミの販売を地域一体となって取り組むことで、収益確保と営農意欲の向上に繋げている。
【鳥獣被害防止対策の取組方針】 侵入防止柵や檻の設置、周辺林地の下草刈り等を行い、有害鳥獣の侵入防止に努める。
【災害対策への取組方針】 豪雨や台風による被害防止のため、農地周辺の水路の点検、清掃等を日頃から意識し、地域で連携して防災・減災活動に取り組む。